

猫とのかかわり方についてお願い

「猫が庭に入ってふん・尿をして困る」「飼い主のいない猫に餌をあげている人がある」等の苦情・相談が増えています。
近隣への配慮、飼い主のいない猫への接し方には、十分注意しましょう。
◆環境保全課 保 (☎438—4042)

猫の飼い主の方へ

- 1 屋内飼育をしましょう
交通量が多く、住宅が密集しているところで猫を飼うことは、近隣への迷惑だけでなく、交通事故や感染症等猫にとっても危険です。
- 2 身元の表示をしましょう
飼い主のいない猫と識別するため、首輪・名札等で、身元を表示するようにしましょう。
- 3 不妊去勢手術をしましょう
無制限な繁殖で飼い主のいない猫が増えないよう不妊去勢手術を行いましょう。

飼い主のいない猫に餌をあげている方へ

- 1 不妊去勢手術をしましょう
- 2 近所の人の迷惑にならない場所で餌を与えましょう
他人の土地で、餌を与えないでください。
- 3 ふん・尿の後始末をしましょう
- 4 置き餌はやめましょう
餌は時間を決めて与え、食べ残しは片付けましょう。
- 5 猫を大切に飼ってくれる里親を探しましょう

猫の糞・尿で困っている方へ

猫が糞・尿をする場所は、やわらかい土や芝生のある場所・人の出入りの少ない静かな場所等です。
猫が来ないようにする方法として、地面に水をまく、忌避剤、木酢液、どくだみ茶の茶殻、刺激の強い生にんにく、唐辛子を細かく切ってまく等、猫が嫌がるにおいのものを利用しましょう。ただし、刺激の強い漂白剤等は使用しないでください。
また、虐待に当たる行為は動物愛護法で禁止されています。

猫の飼い方に関するご相談は▶▶▶東京都動物愛護相談センター多摩支所 (☎042—581—7435) へ



スズメバチに注意！

スズメバチは、春に巣をつくり、夏から秋にかけて活動が活発になります。巣を守ろうとする本能がとても強く、巣に近づくと集団で襲ってくることもあるので危険です。スズメバチの巣を見つけた際は、環境保全課までご連絡ください。

スズメバチの巣には次のような特徴があります。

- 巣の特徴
巣を作り始めた時期(4～6月頃)は、とっくりまたは花瓶を逆さまにしたような形で、成長するとボール状になります。木の年輪のようなしま模様があり、出入り口は1箇所です。
 - 巣をつくりやすい場所
木や生け垣の中、軒下や天井裏等に巣をつくります。
 - 巣をみつけたら
巣に近づいたり、刺激(つついたり、振動を与える)しないようにしましょう。刺される危険があります。
 - 近くに飛んできたら
姿勢を低くして、静かにその場を離れましょう。手で振り払うことは、ハチを興奮させるので危険です。
 - もし刺されたら
すぐに患部を水で洗い、病院で手当てを受けてください。
 - その他の注意事項
髪の毛等黒い色を攻撃目標にしますので、黒の服装を避け、帽子等をかぶりましょう。
甘いにおいや飲食物のにおいに敏感です。香水や缶ジュースのにおいによってくる場合もありますので、注意しましょう。
- ◆環境保全課 保 (☎438 — 4042)

公園での花火はやめましょう

夜空に打ち上げる花火は、楽しく夏休み等の思い出の1コマとなるものです。
しかし、市内の公園は住宅が近接していることから、公園内での花火を禁止しています。
例年、住民の方より「打ち上げ花火の騒音」、「花火のゴミが散乱している」と、市に頻繁に苦情が寄せられます。
公園は市民みんなの憩いの場所です。利用者一人ひとりがルールを守り、楽しく使しましょう。
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
◆みどり公園課 保 (☎438・4045)



？お困りのときに無料相談！



内 容	日 時	場 所
一般市民相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	田・保
専 門 相 談 (予 約 制)	法 律 相 談 7月24日(火)、25日(水)、8月2日(木)、3日(金) 午前9時～正午 ※8月2日は人権・身の上相談を兼ねる	田
	7月26日(木) 午前9時～正午 ※人権・身の上相談を兼ねる 8月1日(水)・7日(火)・8日(水) 午後1時30分～4時30分	保
	人権・身の上相談 ★8月2日(木) 午前9時～正午	田
	★7月26日(木) 午前9時～正午	保
	税 務 相 談 7月27日(金) 午後1時30分～4時30分	田
	8月3日(金) 午後1時30分～4時30分	保
	不 動 産 相 談 8月2日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	8月9日(木) 午後1時30分～4時30分	保
	登 記 相 談 8月9日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	★7月19日(木) 午後1時30分～4時30分	保
表示登記相談	8月9日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	★7月19日(木) 午後1時30分～4時30分	保
交通事故相談	8月8日(水) 午後1時30分～4時30分	田
	★7月25日(水) 午後1時30分～4時30分	保
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	8月13日(月) 午後1時30分～4時30分	田
行 政 相 談	★7月20日(金) 午後1時30分～4時30分	田
	8月2日(木) 午後1時30分～4時30分	保
相 続 ・ 遺 言 ・ 成年後見等手続相談	8月1日(金) 午後1時30分～4時30分	田

■専門相談の予約開始…7月18日(水)(★印については、7月4日から受付中)
相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。
なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる場合がありますが、ご了承ください。

■予約・問合せ
田…田無庁舎2階市民相談室(☎460—9805)
保…保谷庁舎1階市民相談室(☎438—4000)

消費生活相談 Q & A

Q 通信販売で衣類を注文した。いつもLサイズなのでLを注文したが、ゆったりとしたつくりでこれならMでよかった。着たくないなので、返品を申し出たが断われた。まだ、届いて3日目なのでクーリング・オフしたい。

A 通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。その代わりに、通信販売の場合は返品についての規定を設け、広告等にその条件を表示しなくてはなりません。

商品に問題がない場合は、「何日以内に申し出る」「未使用の場合のみ」「返送料の負担」等条件があります。また、「返品」は受けないが、「サイズの交換」には応

通信販売の商品を返品したい

じる場合もあります。
広告を確認し条件に合えば、まず販売会社に連絡し、「返送料を負担して送る」「販売業者から引取りにくる」等返送方法を確認しましょう。
通信販売は消費者から商品を選び、事業者と連絡することで成立する取引なので、不意打ち性がなくクーリング・オフの規定はありません。
法律(特定商取引法)でクーリング・オフが決められているのは、訪問販売や電話勧誘販売、内職商法、マルチ商法等で契約した場合です。
詳しくは、消費生活相談室へお問い合わせください。
◆消費者センター消費生活相談室 (☎425 — 4040)